

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2021年(令和3年)9月24日

口頭弁論再開の申立書

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 馬奈木昭雄 外

頭書の事件は、令和3年6月18日に口頭弁論を終結したが、下記の事由により 弁論の再開を申し立てます。

1 再開を求める理由

先の令和3年8月豪雨によって下記で述べるとおり石木ダムが全く不要であることが事実として示された。本件差止訴訟においても石木ダムの必要性の有無は権利侵害の違法性を判断するにあたっての重要な審理事項である。

これまで被控訴人ら石木ダムが無ければ基本高水1400 m³/sを安全に流下できないと主張していたが、今回の8月豪雨によって石木ダムが無くても基本高水1400 m³/sを安全に流下することができることが明らかとなった。この点をさらに審理を進めるために弁論再開を求める。

なお、弁論再開後は京都大学名誉教授の今本博健氏の証人申請を予定している。

2 令和3年8月豪雨が示した真実

(1)はじめに

令和3年8月11日から同月15日にかけて全国的に記録的豪雨が降り注いだ。それは石木ダムによる治水を推し進めようとする川棚川流域も例外ではなか

った。川棚川流域に降った24時間雨量は1/100規模の計画雨量400mmを大きく超えた。石木川合流点より上流の水位は、川棚川7.9km右岸では堤防天端高にせまり、石木川1.0km右岸では堤防天端高としていた護岸ブロック天端高を超えるものであった。

ところが、石木ダムを建設することで治水対策が必要だと県が主張している石木川合流地点下流部は十分な余裕をもって流下されていたのである。はからずも、この8月豪雨によって石木ダムの必要性がないことが事実として示されることになった。

以下、今本教授作成の「2021年8月川棚川洪水に基づく石木ダムの必要性についての検証」(甲C52)が明らかにした真実の概略を述べる。

(2) 令和3年8月豪雨の雨量

表1は今回の豪雨の平均雨量を既往豪雨および計画雨量と比較したものである。24時間雨量は今回の豪雨が突出しているが、ピーク水位あるいは流量を支配する1時間雨量および3時間雨量をみると、計画雨量の約0.6倍、1990年7月豪雨よりもやや小さい雨量であった。

表1 雨量の比較

豪雨	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
1948.9.11	83	188	384
1956.8.27	95	188	280
1967.7.9	117	173	223
1990.7.2	74	140	348
2021.8.14	69	125	494
計画雨量	110	203	400

(3) 各地点の水位

豪雨によって河川の水位は上昇する。実際に、山道橋のテレメータ水位は、図3のように、量水標表示の最高水位は2.46mで、氾濫危険水位4.50mより2.04m低かった。

危機管理型水位計により観測された最高水位は、表3のように、石木川1.0km右岸では天端高-0.29m、川棚川7.9km右岸では同-0.02mと堤防天端近くま

で上昇した。しかし、治水基準地点である山道橋(2.1km 地点)に近い川棚川 2.0km 右岸の最高水位は天端高-3.13m と低く、十分な余裕をもって流れた。

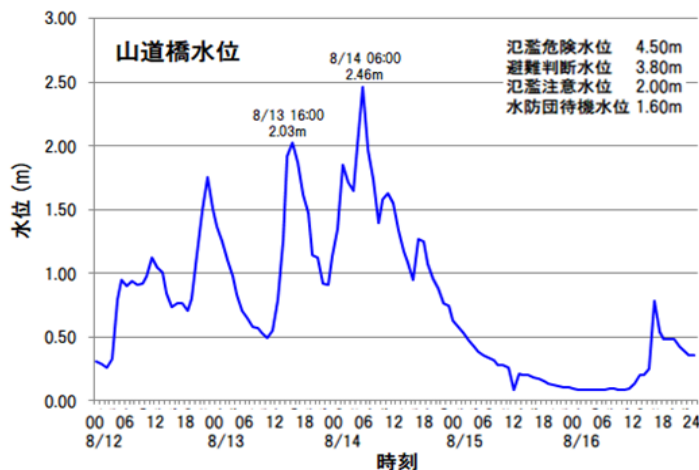


図3 山道橋における常時水位計による観測結果

表3 危機管理型水位計による最高水位の観測結果

地点	発生時刻	堤防天端からの高さ
川棚川2.0K右岸	14日06:25	-3.13
川棚川7.9K右岸	14日05:50	-0.02
川棚川12.3K左岸	14日05:45	-0.72
石木川1.0K右岸	14日01:50	-0.29

(4) 川棚川 2.0km 地点の流量の推定

今回の豪雨は表1に示したようにピーク流量を支配する1時間雨量および3時間雨量は計画雨量の約0.6倍である。流量は雨量にほぼ比例するから、今回の豪雨における川棚川 2.0 km地点の流量は野々川ダムを考慮した1/100流量1,320m³/sの約0.6倍の800m³/s程度と推定される。

(5) 川棚川 2.0km 地点における流下能力の推定

今回の豪雨では山道橋地点(2.1K)で800m³/sという流量が3.10m(TP表示)という水位で流れた(甲C52の2(3)「山道橋地点の流量の推定」を参照)。計画高水位5.80mまでに2.7mの余裕があるから、水路幅を70mとすると、実績水位から計画高水位までの断面を流れる流量は945m³/sとなる。

$$2.7\text{m (余裕高)} \times 70\text{m (川幅)} \times 5\text{m/s (流速)} = 945\text{m}^3/\text{s}$$

これに水位 3.10m 以下で流れた $800\text{m}^3/\text{s}$ を加えると $1,745\text{m}^3/\text{s}$ となり、野々川ダムを考慮した 1/100 流量 $1,320\text{m}^3/\text{s}$ を超えている。

(6) 小結

長崎県は基本高水流量を $1400\text{ m}^3/\text{s}$ とし、山道橋地点で $1320\text{ m}^3/\text{s}$ を安全に流下できるようにするため石木ダムが必要であるとしている。

しかし、前述のとおり、川棚川 2.0km 地点における計画高水位評価の流下能力は $1,745\text{m}^3/\text{s}$ と推定され 1/100 流量の $1,320\text{m}^3/\text{s}$ より大きくこえており、石木ダムがなくても 1/100 流量を安全に流下できることが示された。

3 結論

以上の通り、令和 3 年 8 月豪雨によって治水目的において石木ダムが全く不要であることが事実として示された。この点につき審理を尽くすため弁論の再開を求める。

以上